

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年1月12日（平成29年（行情）諮問第10号）

答申日：平成29年7月7日（平成29年度（行情）答申第139号）

事件名：「訓練資料 海上自衛隊日米用語対訳集」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「海上自衛隊訓練資料番号258「海上自衛隊日米用語対訳集」。*改定理由書のたぐいがあればそれも含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「訓練資料 海上自衛隊日米用語対訳集」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月19日付け防官文第9911号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると次のとおりである。

（1）審査請求書

改定理由書についても開示請求したにもかかわらず特定されていない。

（2）意見書

審査請求人は2016年7月3日付けと同月28日付けの計2件の審査請求書（以下、順に「先行審査請求書」、「本件審査請求書」という。）を諮問庁に提出している。

諮問庁が理由説明書（下記第3。以下同じ。）で説明しているのは、本件審査請求書に対してだけで、先行審査請求書に対しては全く説明していない。

審査請求人は、先行審査請求書で趣旨として以下の主張を行っている。（請求の趣旨）

- ① 他にも文書が存在するものと思われる。
- ② 履歴情報の特定を求める。
- ③ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写

しているか確認を求める。

- ④ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

特に「② 履歴情報の特定を求める」に関しては、諮問庁は履歴情報の存在を認めているにもかかわらず、開示決定通知書では特定されていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年5月19日付け防官文第9911号により、法9条1項の規定に基づく開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「改定理由書についても開示請求したにもかかわらず特定されていない」として、文書の特定に漏れがあると述べるが、審査請求人は、開示請求書において「*改定理由書のたぐいがあればそれも含む。」としているところ、その保有が確認できなかったことから、本件対象文書のみを特定したものである。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年1月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年6月7日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、海上自衛隊幹部学校が作成した本件対象文書を特定し、開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の外に特定すべき文書があるはずであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、審査請求人が上記第2の2(1)のとおり特定を求める文書(以下「改定理由書」という。)について、その保有を確認することができなかつた旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、改定理由書に該当すると考えられる文書について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 海上自衛隊教範類に関する達(昭和41年海上自衛隊達第23号)31条により、訓練資料の改正時には資料(以下「改正時説明資料」という。)を作成することとされている。

イ 審査請求人が特定を求める改定理由書とは、本件対象文書の平成23年12月14日における改正に当たり作成された、当該改正に係る改正時説明資料を指すものであると考えられる。

ウ 上記イの改正時説明資料(改定理由書)については、本件開示請求及び本件審査請求を受け、本件対象文書の作成を行った担当者の官用パソコン及び同人が所属する課室の書庫等を複数回にわたって探索したが、その保有を確認することはできなかった。

エ また、防衛省行政文書管理規則(平成23年防衛省訓令第15号)16条1項及び海上自衛隊行政文書管理規則(平成23年海上自衛隊達第10号)44条1項に基づき本件対象文書の文書管理者である海上自衛隊幹部学校運用教育研究部長が定める標準文書保存期間基準において、「訓練資料に関する文書」は「特定日以後1年(要件を具備しなくなった日)/5年/10年」の間保存した後に廃棄することとされているが、これは、その内容等に応じた保存期間を設定することを念頭に置いた規定である。ただし、同部において、訓練資料に関する文書の保存期間を5年又は10年とした実例はない。

したがって、仮に上記イの改正時説明資料(改定理由書)が存在したとしても、その保存期間は、特定日以後1年間であると考えられ、また、当該説明資料に係る特定日(以下「本件特定日」という。)は、その用途が終了した本件対象文書の改正時(平成23年12月14日)となることから、当該説明資料は本件開示請求時点において保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられる。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は、海上自衛隊で使用する用語等とそれらの英訳等を記述したものであり、平成23年12月14日に改定され、平成24年7月1日から使用する旨記載されていることが認められた。また、諮問庁から上記(1)エの標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、訓練資料に関する文書の保存期間については、諮問庁の上記(1)エの説明のとおりであることが認められた。

(3) そこで検討すると、改定理由書が仮に存在したとしても、本件開示請

求時点（平成28年3月31日）では、本件特定日から4年3か月以上が経過していたことが認められる。また、改定理由書については、本件対象文書が上記（2）のとおり海上自衛隊で使用する用語等とそれらの英訳等を記述したものにすぎないことを踏まえると、その保存期間が本件特定日から1年を超える期間とされなかったとしても不合理とはいえない。

そうすると、本件対象文書の改正に係る改正時説明資料である改定理由書は、仮に存在したとしても保存期間満了により既に廃棄されているとする、諮問庁の上記（1）エの説明に不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。また、上記（1）ウの探索が特段不十分であったとは認められない。

（4）したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第2の2（2）のとおり、理由説明書には先行審査請求書に関する説明がない旨主張するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、先行審査請求書に係る審査請求事件については別途却下裁決を行ったとのことであり、諮問庁から当該裁決に係る文書の提示を受け確認したところ、諮問庁の当該説明のとおりであると認められるから、審査請求人の上記主張には理由がない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子